

知立市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を行う場合に、予算の範囲内において交付する知立市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び小中学校の通学路をいう。
- (2) 避難路沿道等 道路であつて、知立市耐震改修促進計画に位置付けた避難路の沿道及び知立市地域防災計画に位置付けた避難所の敷地をいう。
- (3) ブロック塀等 コンクリートブロック、れんが、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）で、道路からの高さが1メートル以上かつ組積造の部分が60センチメートル以上のものをいう。
- (4) 一団の土地 同一の用途に供されている連続した土地をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、避難路沿道等又は公共施設の敷地に接面し、倒壊による被害のおそれのあるブロック塀等の所有者が、当該ブロック塀等の撤去を行う事業とする。ただし、補助金の交付は、一団の土地につき1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要した経費と撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万5千円を乗じて得た額のいずれか少ない額の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、ブロック塀等の撤去工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 撤去工事の内容を表した図面及び撤去するブロック塀等の写真
- (3) 撤去工事費の見積書の写し
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、あらかじめブロック塀等撤去費補助金内容変更申請書(様式第3)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金内容変更決定通知書(様式第4)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、ブロック塀等撤去実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し

(3) 工事着手前及び工事完了後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、ブロック塀等の撤去工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金等の額の決定)

第9条 市長は、前条の規定によりブロック塀等撤去実績報告書を受領した場合において、関係書類を審査のうえ、適正と認めたときは、検査結果通知書(様式第6)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内にブロック塀等撤去費補助金請求書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(書類の整理)

第11条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付して補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合

(2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合

(3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合

(4) 第8条第2項に定める期日までに、ブロック塀等撤去実績報告書が提出されなかった場合

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行後3年以内に、この要綱の施行の状況について検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置（この要綱の廃止を含む。）を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。